

令和2年9月11日

保護者様

さいたま市尾間木小学校
校長 引間 和彦

新型コロナウイルス感染症に児童が感染した時の対応等について

初秋の候、皆様方におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に、御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

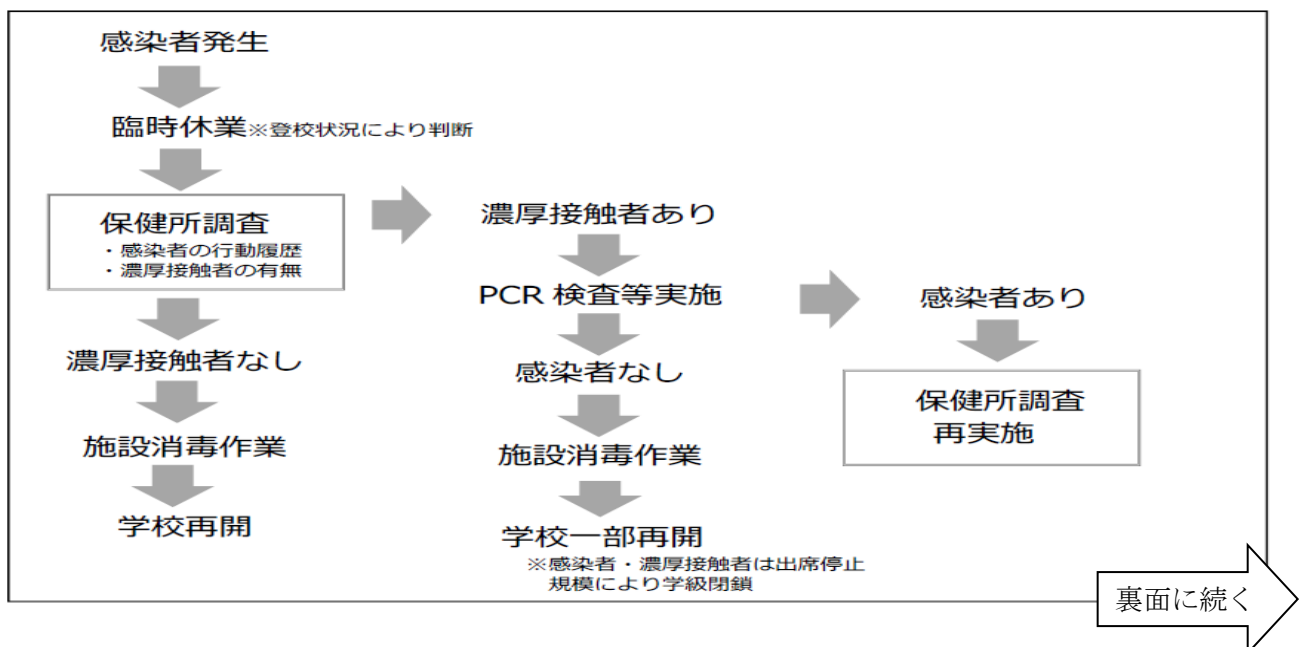
さて、新型コロナウイルスの感染状況については、子どもたちの安心安全の観点からは、依然として予断を許さない状況にあると認識しております。今後、児童やその同居家族の感染が判明する場合、あるいは、濃厚接触者と認定される場合などが想定されます。また、学校職員についても同様です。

つきましては、その際の対応は、本市教育委員会の指示により、下記の要領で進めてまいりますので御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 児童について

児童の感染が判明した場合、原則、次のように対応となります。



(1) 保健所による調査

- 濃厚接触者を特定するために、保健所が調査を行います。
- 調査内容は、行動履歴、授業形態、マスク着用の有無等です。
 - ・ 調査対象期間は、通常、発症日あるいは陽性判明日 2 日前からです。
 - ・ 詳細については保健所の指示に従います。
- 保健所の調査後、濃厚接触者の P C R 検査結果が判明するまでは臨時休業です。検査結果によっては臨時休業期間が延長されます。

(2) 消毒作業

- 教室やトイレ、水道等、該当児童の行動範囲が入念に消毒されます。
- 消毒作業は感染した児童の最終在校時刻から 4 8 時間経過後に始めます。
- 濃厚接触者と認定された児童全員が、P C R 検査で陰性と確認されてから実施します。
- 感染した児童生徒の登校状況等によっては消毒を実施しない場合もあります。

(3) その他

- 状況によって対応は変わります。学校・保健所・市教委で相談しながら対応します。

2 児童の出席停止等について

(1) 安全を最優先に考え、次の場合には出席停止とします。

- ① 児童の感染が判明した場合。児童が濃厚接触者と認定された場合
- ② 児童に風邪様症状がみられ自宅で休養する場合
- ③ 基礎疾患等のある児童が、予防的措置として保護者から欠席させたい旨の申し出があった場合
- ④ 児童の同居者が濃厚接触者に特定されたり、同居者に風邪様症状が見られたりするなど、保護者から念のため欠席させたい旨の申し出があった場合

(2) 出席停止の児童の学習について

さいたま市 Web 学習コンテンツ「スタディエッセンス」を活用して学習してもらいます。

3 学校職員について

- 学校職員（本人）に留まらずその同居者が、また、濃厚接触の有無に関わらず、P C R 検査を受検する時は、P C R 検査の結果が出るまでの間、当該学校職員は自宅待機となります。